

平成13年度
厚生科学研究費補助金
(政策科学推進研究事業)
による研究報告書

たばこ税増税の効果・影響等に関する調査研究
報告書

平成14年3月

主任研究者

財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会

医療経済研究機構

油谷由美子

平成13年度 厚生科学研究 政策科学推進事業
「たばこ税増税の効果・影響等に関する調査研究」

はじめに

生活習慣病予防の面から喫煙対策が重要であり、我が国では「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」において健康影響に関する知識の普及、未成年の喫煙の防止、分煙徹底、禁煙支援プログラム等の目標が設定されている。しかし、欧米諸国と比較して現在の喫煙率の高さや具体的喫煙対策の内容についても見劣りがすることは否めない。

現在、WHOでは、“Framework Convention on Tobacco Control”「たばこ対策枠組条約」について2003年の採択を目標とし、条約策定に向けた政府間交渉が進められてきているところである。条約では、たばこ需要削減を目指し、各国において価格および税制上の措置が設定されることを目指している。我が国のたばこの価格は欧米諸国に比べ安く、また、たばこに対する課税についてみると、諸外国ではおよそ70～80%程度の税率であるが、我が国ではおよそ60%程度と低い。喫煙対策の不備のために、知識、判断力が不十分な若い時期に喫煙を始め、依存すること、また、女性の喫煙率が高くなる傾向がみられているが、それは次世代に対しても影響を及ぼしていくこと等、我が国の喫煙対策の遅れについては懸念されることが多い。

本調査研究では、まず、喫煙によるコストを試算した。次に、価格が消費行動、喫煙行動に及ぼす影響を把握し、その行動変容が医療費等にどのような影響を与えるかも検討した。このような研究成果が、今後の喫煙対策の手法の検討やたばこ税のありかたについて検討する際の基礎資料として活用されれば幸いである。

本調査研究は、医療経済研究機構の研究員を中心に実施してきたが、分担研究者の国立公衆衛生院主任研究官望月友美子先生、社会的損失推計等において経済学的側面からのご教示をいただいた研究協力者の慶應義塾大学教授中島隆信先生、最新のコホート研究である「厚生省多目的コホート研究」における研究成果のご提供、および取扱に関しのご教示いただいた国立がんセンター研究所津金昌一郎先生、祖父江友孝先生、アンケート調査・グループインタビュー調査にご協力いただいた多くの方々、関係各位に対し、心から感謝申し上げる次第である。

（主任研究者）

財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構 主任研究員 油谷由美子

◆◇目次◇◆

第1章 調査実施概要	1
1. 調査研究の背景と目的	1
2. 調査実施方法	1
3. 調査実施体制	3
第2章 たばこと喫煙をめぐる状況	4
第1節 たばこに関する基礎データ	4
1. たばこ業界の動向	4
2. 喫煙の動向	9
第2節 日本における喫煙対策の動向	14
1. 近年の主な喫煙対策の動向	14
2. 健康日本21におけるたばこ対策	14
第3節 国際的な喫煙対策の動向	17
1. 世界保健機関（WHO）	17
2. 世界銀行	17
3. 喫煙対策としてのたばこ税	19
第4節 諸外国におけるたばこ税の現状	26
1. イギリス	26
2. オーストラリア	36
3. 韓国	58
第3章 喫煙によるコスト	68
第1節 喫煙によるコストの考え方	68
第2節 本調査で用いる手法と推計の前提	72
1. 日本における喫煙のコストの先行研究	72
2. 本調査の前提	73
3. 本調査で用いる手法	76
4. 算出に用いるデータ	83
第3節 推計結果の概要	94
1. 推計結果のまとめ	94
2. 喫煙による費用（健康面）	96
3. 喫煙による費用（施設・環境面）	101
4. 喫煙による労働力損失	107

第4節	算出のための資料	108
1.	喫煙による費用（健康面）	108
2.	喫煙による費用（施設・環境面）	110
3.	喫煙による労働力損失	111
第5節	自治体における喫煙のコストの算出シート	118
1.	自治体版の推計フレーム	118
2.	推計項目	120
3.	各項目の考え方	121
4.	推計シートについて	125
第4章	たばこの購買をめぐる喫煙者の行動	140
第1節	たばこという財の経済学的性質	140
1.	たばこを経済学的にとらえることの意義	140
2.	価格とたばこの消費に関する議論	141
第2節	たばこをめぐる喫煙者の行動	149
1.	グループインタビューの実施方法	149
2.	喫煙者に対する調査	150
3.	非喫煙者に対する調査	164
4.	グループインタビューで得られた結果のまとめと今後の検討課題	171
第3節	喫煙者の喫煙・購買行動の分析	173
1.	アンケート実施概要	173
2.	調査結果の概要	175
3.	たばこの購買と価格変動に対する喫煙行動の変化	176
3-1.	分析に用いる軸について	176
3-2.	たばこの購入に関する分析	178
3-3.	価格変動に対する喫煙行動の変化に関する分析	187
4.	回答者の基本属性	216
5.	ニコチン依存度に関する分析	229
6.	健康や禁煙への態度に関する分析	233
7.	自由回答にみる喫煙者/非喫煙者の意見	243
第5章	総括	250
資料編		
調査票		

第1章 調査実施概要

1. 調査研究の背景と目的

最近の医療制度改革の議論においては、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の推進等による喫煙対策など生活習慣病対策がテーマの一つとなっている。健康日本21においては、健康影響に関する知識の普及、未成年の喫煙の防止、分煙徹底、禁煙支援プログラム等の目標が設定されている。また、高齢者医療の公費の負担割合の引き上げの財源としてたばこ税増税についても言及されている。

一方、WHOでは、Framework Convention on Tobacco Control（たばこ対策枠組条約）について2003年の採択を目標とし、条約策定に向けた政府間交渉が進められてきている。条約では、たばこ需要削減を目指し、まず、価格および税制上の措置を設定することを目指している。また、非価格措置、たばこの依存症及び禁煙に関連する需要低減措置、たばこ供給に関する措置を設けることを目指している。

我が国では、喫煙によるコストの影響を評価したものとして、平成6～8年度に医療経済研究機構で1993年時点のコストを推計したものがあがあるが、最新データでの再推計の必要があると考えられる。本研究では、これまでの喫煙の健康影響に関する疫学的研究の成果も利用して、喫煙による医療の超過需要（医療費増分）をはじめとした社会的損失を再推計することを目的の一つとした。また、たばこ税の増税とたばこ消費量との関係、また、個人の行動変容に与える影響等について、喫煙者へのアンケート調査や各種の文献調査等をもとに検討し、今後の医療制度改革や健康日本21の推進に資する基礎データの作成に寄与したいと考える。

さらに、諸外国におけるたばこ税等の実態について調査し、今後の医療政策、喫煙対策等の議論に参考となる資料を提供することを目的とした。

2. 調査実施方法

（1）喫煙による超過医療需要およびコストの推計

- ①疫学データ、医療費データ等を活用し、超過医療需要をはじめとした喫煙によるコストの推計を実施した。
- ②地域単位（都道府県等）において、喫煙によるコストを推計するモデルを作成した。

（2）たばこ価格の購買、喫煙傾向への影響に関する研究

①グループインタビュー

アンケート調査の設計に役立てること、および、郵送アンケート調査からは把握

が難しい個別の状況を整理するために、各5人程度からなるグループを、喫煙者5グループ、非喫煙者2グループ設定し、グループインタビューを実施した。主な調査内容は以下のとおりである。

<主な調査内容>

- ・喫煙量、ニコチン依存度
- ・普段の喫煙行動
- ・禁煙に対する関心度
- ・喫煙の健康被害に対する認識
- ・たばこをめぐる消費行動
- ・喫煙のコストとたばこ税への考え方

<調査実施時期>

平成13年11月～12月

②アンケート調査

たばこの価格変動が喫煙行動に与える影響を検討することを目的として、アンケート調査を実施した。

- ・調査対象：全国20歳以上男女、喫煙習慣のある者
- ・発送2,420件、回収2,105件、回収率87.0%
- ・郵送による発送、回収
- ・主なアンケート項目

職業、世帯年収、こづかい

たばこの購入金額、購入単位、たばこ代の値ごろ感

喫煙習慣、喫煙量

仮想のたばこ価格における喫煙行動の変化

禁煙への関心、たばこの健康被害への認識

(なお、回答内容をもとに、回答者のニコチン依存度を評価、推定した。)

(3) 諸外国におけるたばこ税等に関する調査

①調査対象国と現地調査日程、訪問先

イギリス：2002年3月7日～12日

オーストラリア：2002年2月9日～16日

韓国：2002年2月24日～3月1日

②主な調査内容

- ・たばこ税税率、使途等の調査
- ・特に、健康対策におけるたばこ税の活用の実態把握
- ・たばこ税の喫煙対策における効果の捉え方、政府判断の立場等の整理

3. 調査実施体制

本調査研究においては、下記のようなメンバーからなる研究班を設置し、検討を行った。

主任研究者：医療経済研究機構 主任研究員 油谷由美子

分担研究者：国立公衆衛生院公衆衛生行政学部 主任研究官 望月友美子

：医療経済研究機構 主任研究員 石井 聡

：医療経済研究機構 調査部部长 石井 剛

：医療経済研究機構 主任研究員 久保田信治

研究協力者：慶応義塾大学 商学部教授 中島隆信

：医療経済研究機構 研究員 石川 健

：医療経済研究機構 研究員 嘉屋浩一

：医療経済研究機構 研究員 染谷仁一

：医療経済研究機構 研究員 小澤由幸

アンケート調査実施委託先：三和総合研究所 保健医療福祉政策室

研究員 石垣千秋

研究員 岩名礼介

研究員 伊原千絵

第2章 たばこと喫煙をめぐる状況

第1節 たばこに関する基礎データ

1. たばこ業界の動向

現在の我が国のたばこと喫煙をめぐる状況について、まず、供給側であるたばこ業界の動向について概観する。たばこの生産・販売は、1949年に設立された専売公社によって行われていたが、専売公社は1985年にたばこ事業法により民営化され、「日本たばこ産業株式会社(JT)」となった。同法の規定により、国内でたばこを生産できるのはJTのみとされている。

(1) たばこ生産量の推移

葉たばこの耕作面積は、2001(平成13)年には、23千ヘクタールと年々減少傾向にある。耕作に従事する人員数についても同様、減少傾向にある。また、国産葉たばこは、耕作者との契約に基づきJTが買い入れる仕組みになっているが、その数量は2000(平成12)年で60千トンとなっている。一方、都道府県別の耕作状況についてみると、耕作面積は宮崎県(2,521ヘクタール)・熊本県(2,215ヘクタール)・岩手県(2,114ヘクタール)の順に、耕作人員は岩手県(3,735人)・福島県(2,505人)・青森県(1,770人)の順に多い。東北地方の一部および九州地方の産地に集中している。

図表 2-1-1 葉たばこの耕作面積、耕作人員、買入数量の推移

区分	耕作面積 (千ヘクタール)	耕作人員 (千人)	買入数量 (千トン)
1990(平成2)年	30	42	80
1991(平成3)年	29	39	69
1992(平成4)年	27	35	79
1993(平成5)年	27	33	67
1994(平成6)年	26	32	79
1995(平成7)年	26	30	70
1996(平成8)年	26	28	66
1997(平成9)年	25	27	68
1998(平成10)年	25	25	63
1999(平成11)年	24	24	64
2000(平成12)年	24	23	60
2001(平成13)年	23	21	-

(注) 耕作人員は契約人員。「-」はデータ未確定を示す。

(注) 2001(平成13)年の耕作面積は、第33回たばこ審議会(2000(平成12)年11月15日)における答申の数量

(資料) JTホームページ<http://www.jtnet.ad.jp/WWW/JT/JTI>

図表 2-1-2 都道府県別の耕作状況（平成 12 年作）

都道府県名	人数 (人)	面積 (ヘクタール)	1人当面積 (アール)	都道府県名	人数 (人)	面積 (ヘクタール)	1人当面積 (アール)
青森県	1,770	1,666	94	滋賀県	13	12	94
岩手県	3,735	2,114	57	奈良県	5	3	54
秋田県	1,125	727	65	和歌山県	13	10	80
山形県	577	298	52	兵庫県	60	28	46
宮城県	537	219	41	岡山県	549	315	57
福島県	2,505	1,921	77	鳥取県	392	386	98
栃木県	245	236	97	広島県	67	63	94
茨城県	905	1,299	144	山口県	127	142	112
山梨県	22	4	20	島根県	274	189	69
千葉県	247	419	170	香川県	261	154	59
長野県	609	181	30	愛媛県	525	523	100
新潟県	893	977	109	徳島県	339	222	66
群馬県	36	8	23	高知県	304	472	155
富山県	34	17	51	福岡県	19	26	138
石川県	245	349	143	佐賀県	164	376	229
福井県	18	11	63	長崎県	666	1,121	168
静岡県	49	51	104	熊本県	1,457	2,215	152
愛知県	150	235	156	大分県	670	1,091	163
岐阜県	37	11	29	鹿児島県	1,502	2,067	138
三重県	71	64	90	宮崎県	1,461	2,521	173
京都府	39	76	195	沖縄県	411	1,351	329
				合計	23,128	24,173	105

※表にない都道府県は、平成 12 年に耕作なし

(資料) 全国たばこ耕作組合中央会ホームページ (<http://www.jtga.or.jp/menseki.htm>) より

(2) たばこ消費量・売上高の推移

2000(平成 12)年度におけるわが国全体のたばこ販売数量は、前年比 2.3%減の 3,245 億本である。1985(昭和 60)年度には 3,108 億本だったが、その後増加し、ピークは 1996(平成 8)年度の 3,483 億本となっており、以降減少している。

同じく 2000 年度の販売定価代金についてみると、前年比 2.1%減の 41,681 億円であり、1985 年度より 10,000 億円以上増加している。また、値上げが行われたことで、販売数量のピークだった 1996 年度よりも増加している。

なお、国内で販売されるたばこには JT 製品と外国製品がある。1985(昭和 60)年にたばこの輸入が自由化され、2年後の 1987(昭和 62)年に関税が無税となったことから、外国製品は徐々にシェアを伸ばし、2000(平成 12)年度には全体の 25.1%を占めている。

図表 2-1-3 国内販売たばこの販売数量と販売定価代金

(単位：億本、億円)

区分年度	JT 製品		外国品		合計		シェア	
	販売数量	販売定価 代金	販売数量	販売定価 代金	販売数量	販売定価 代金	JT	外国品
1985 年度	3,032	29,684	75	1,085	3,108	30,769	97.6%	2.4%
1986 年度	2,965	31,828	119	1,657	3,084	33,485	96.1%	3.9%
1987 年度	2,780	30,187	303	3,680	3,083	33,867	90.2%	9.8%
1988 年度	2,692	29,261	372	4,461	3,064	33,722	87.9%	12.1%
1989 年度	2,677	29,201	461	5,589	3,138	34,790	85.3%	14.7%
1990 年度	2,709	29,698	511	6,253	3,220	35,951	84.1%	15.9%
1991 年度	2,741	30,289	542	6,676	3,283	36,965	83.5%	16.5%
1992 年度	2,727	30,293	562	6,924	3,289	37,216	82.9%	17.1%
1993 年度	2,729	30,490	597	7,328	3,326	37,817	82.1%	17.9%
1994 年度	2,689	30,180	655	8,003	3,344	38,183	80.4%	19.6%
1995 年度	2,637	29,716	710	8,611	3,347	38,327	78.8%	21.2%
1996 年度	2,706	30,586	777	9,407	3,483	39,992	77.7%	22.3%
1997 年度	2,546	29,743	735	9,228	3,280	38,971	77.6%	22.4%
1998 年度	2,576	30,870	790	10,028	3,366	40,899	76.5%	23.5%
1999 年度	2,501	31,774	821	10,826	3,322	42,600	75.3%	24.7%
2000 年度	2,431	30,943	814	10,738	3,245	41,681	74.9%	25.1%

* 日本たばこ協会 (TIOJ) 作成

(資料) JT ホームページ

(<http://www.jtnet.ad.jp/WWW/JT/JTI/outline/tobacco/hanbaisuJ.html>) より

(3) たばこの販売体制

①小売店

たばこ事業法により、たばこの小売販売業を営むためには財務大臣の許可を要する。1999 (平成 11) 年度のたばこ小売店数は 302,489 店で、毎年、増加している。

図表 2-1-4 たばこ小売店数の推移

	85 年度	90 年度	95 年度	96 年度	97 年度	98 年度	99 年度
販売店数	266,502	281,560	291,750	293,781	296,083	299,184	302,489

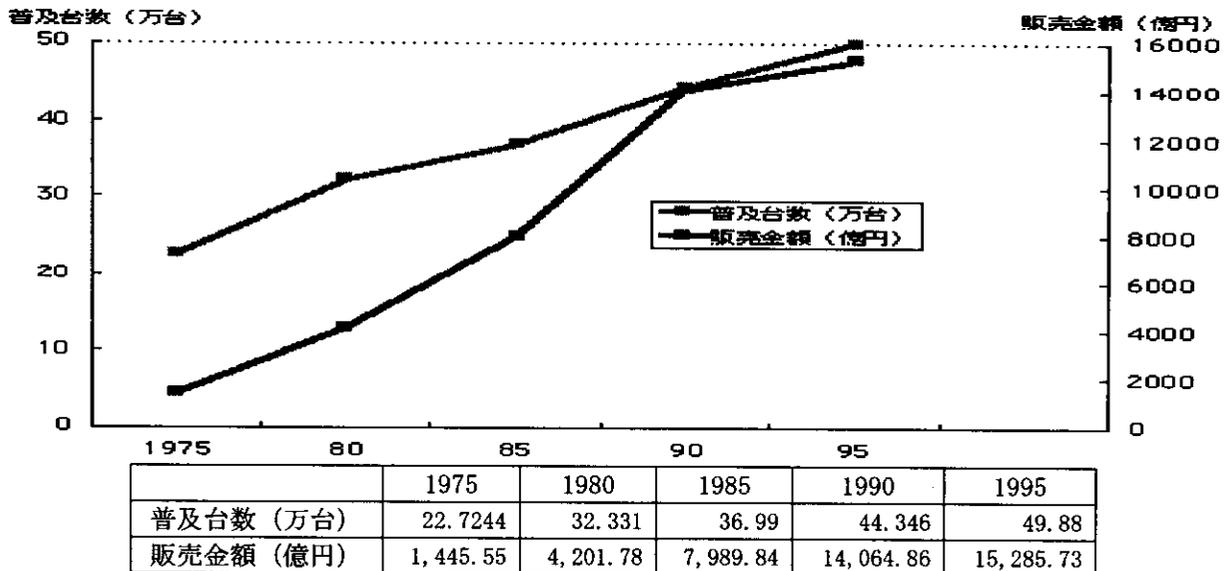
(資料) 財政制度等審議会たばこ事業等分科会たばこ事業部会 (平成 13 年 2 月 9 日) 資料より

②自動販売機

また、小売店と並ぶたばこの入手方法に、自動販売機での購入があるが、その普及台数・販売金額共に年々増加傾向にある。1995 年における普及台数は 49

万 8800 台、販売金額は 1 兆 5286 億円である。2000 年には普及台数は 62.5 万台（日本たばこ産業資料）となっている。

図表 2-1-5 たばこ自動販売機の普及台数と販売金額



(資料) 日本自動販売機工業会「自販機普及台数及び年間自販金額」

財団法人健康・体力づくり事業財団ホームページ

(<http://www.health-net.or.jp/kenkonet/tobacco/product/pd04000.html>) より

たばこ事業法では、未成年者喫煙防止の観点から十分な管理・監督が可能であることが許可の要件とされているが、実際には喫煙する男女中高生の約 70% が自動販売機でたばこを購入している。その理由は「簡単に買えるから」「夜でも買えるから」「他に店がないから」「顔が見られないから」などである¹。1995（平成 7）年に公衆衛生審議会から意見具申された「たばこ行動計画検討会報告書」を受ける形で、全国たばこ販売協同組合連合会は、1996（平成 8）年 4 月から、屋外自動販売機へのタイマー取り付けによる深夜（午後 11:00 から午前 5:00 まで）稼働の自主規制を実施している。

¹ 1995（平成 7）年総務庁青少年対策本部「青少年と自動販売機に関する調査研究報告書より

図表 2-1-6 たばこの購入場所（あてはまるものすべて）

(単位：%)

性別 年度	中学生				高校生				全体	全体
	男子	男子	女子	女子	男子	男子	女子	女子	2000	1994
	2000	1994	2000	1994	2000	1994	2000	1994	2000	1994
自動販売機	62.1	55.4	55.4	55.6	78.4	77.5	68.2	69.2	71.1	71.0
タバコ屋	4.9	9.5	12.5	0.0	24.1	18.6	3.7	12.3	15.4	14.9
スーパー・コンビニ	9.7	13.5	14.3	11.1	34.7	16.7	22.4	9.2	25.7	14.6
家にある	17.5	25.7	17.9	44.4	7.9	5.4	14.0	16.9	11.8	13.2
友だちにもらう	34.0	29.7	37.5	29.6	41.2	30.6	42.1	43.1	39.7	32.3
飲食店で買う	2.9	1.4	3.6	0.0	10.7	1.6	1.9	1.5	6.8	1.4
駅の売店	1.9	1.4	0.0	0.0	9.6	0.8	1.9	0.0	5.7	1.7
その他	2.9	1.4	7.1	3.7	2.4	1.6	0.9	0.0	2.7	1.4
計(人)	103	74	56	27	291	258	107	65	557	424

(資料) 総務庁青少年対策本部「青少年とたばこ等に関する調査研究報告書」平成13年1月

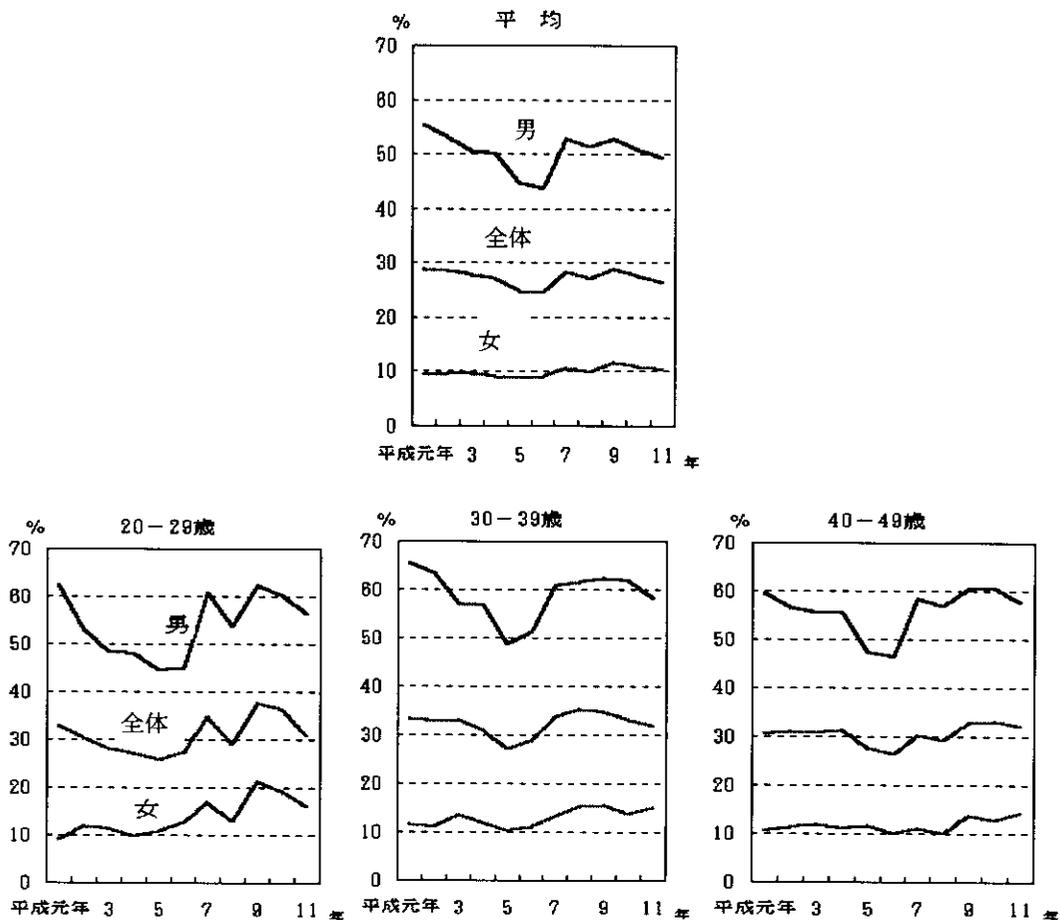
2. 喫煙の動向

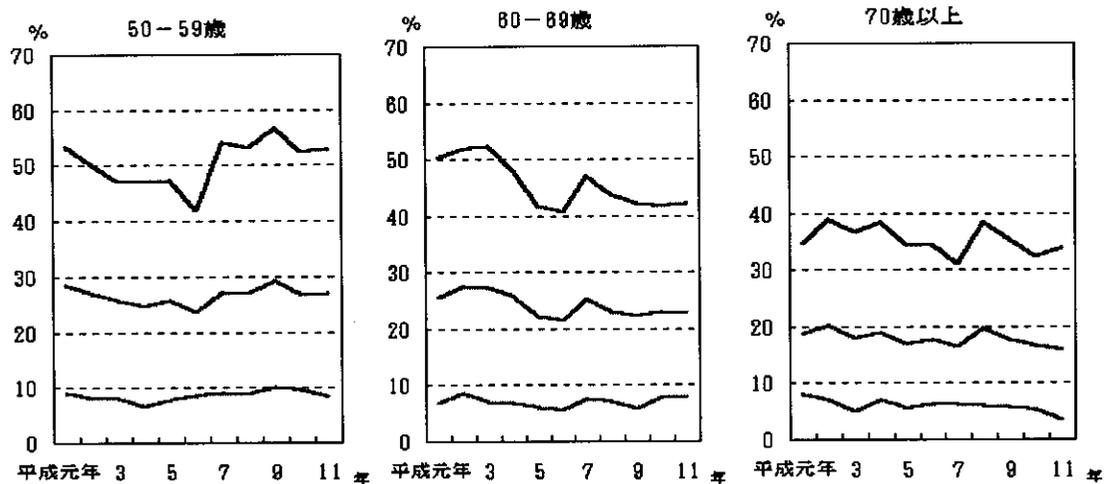
以下では、たばこの需要を生み出す喫煙者の動向について、年齢階層別・男女別にみていくことにする。

(1) 我が国の喫煙の実態

男性喫煙率は、平成元年の 55.3%から平成 6 年の 43.8%にいたるまで減少傾向にあったものの、平成 7 年に 52.7%まで急増している。しかし、その後再び減少し、平成 11 年には 49.2%となっている。世代別にみると、20 代・30 代・40 代・50 代のどの世代においても 50%を超えているのが特徴である。一方、女性喫煙率は、平成元年の 9.4%から平成 11 年の 10.3%へと増加する傾向にある。特に 20 代の増加が著しく、平成元年は 8.9%であったが、平成 11 年では 16.0%と、ほぼ倍増している。

図表 2-1-7 喫煙習慣者の年次推移（性・年齢階級別）





(資料)厚生労働省「国民栄養の現状」平成13年3月
財団法人健康・体力づくり事業財団ホームページ (<http://www.health-net.or.jp>) より

図表 2-1-8 喫煙習慣者の年次推移（性・年齢階級別）（％）

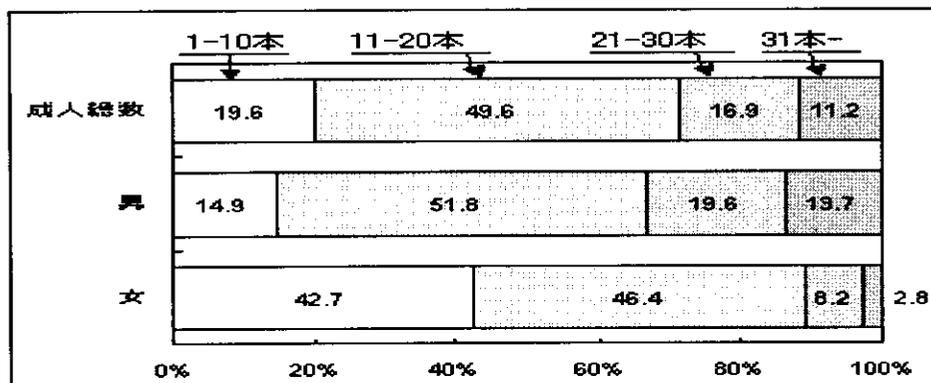
		20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳以上	平均
全 国	平成元年	33.0	33.4	30.6	28.5	25.5	18.6	28.7
	2	30.3	32.8	31.0	26.9	27.6	20.1	28.5
	3	28.2	33.1	30.7	25.8	27.3	18.0	27.8
	4	27.1	31.0	31.2	24.7	25.7	19.0	27.1
	5	25.8	27.0	27.7	25.7	22.3	17.0	24.7
	6	27.3	29.0	26.2	23.7	21.5	17.6	24.5
	7	34.7	33.6	30.3	27.2	25.3	16.4	28.2
	8	29.0	35.3	29.3	27.0	23.0	19.7	27.1
	9	37.6	34.7	32.9	29.3	22.3	17.8	28.7
	10	36.2	33.1	33.2	26.2	23.0	16.7	27.6
	11	30.8	31.8	32.1	26.9	22.8	15.9	26.2
男	平成元年	62.3	65.4	59.5	53.3	50.4	34.5	55.3
	2	52.9	63.3	56.6	50.1	51.8	38.8	53.1
	3	48.3	57.2	55.6	47.0	52.4	36.6	50.6
	4	47.8	56.9	55.6	47.2	48.1	38.4	50.1
	5	44.4	48.7	47.3	47.4	41.8	34.4	44.8
	6	45.1	51.2	46.4	41.9	40.8	34.3	43.8
	7	60.9	60.8	58.4	54.2	47.0	31.1	52.7
	8	53.6	61.6	56.9	53.1	43.8	38.4	51.2
	9	62.5	62.3	60.5	56.6	42.2	35.3	52.7
	10	60.3	61.9	60.5	52.5	41.8	32.4	50.8
	11	56.3	58.1	57.7	52.9	42.1	33.8	49.2
女	平成元年	8.9	11.7	10.6	9.1	6.8	8.2	9.4
	2	11.9	11.0	11.3	8.0	8.5	7.2	9.7
	3	11.2	13.5	11.8	8.0	7.0	5.1	9.7
	4	9.7	11.8	11.1	6.6	6.9	7.0	9.0
	5	10.7	10.2	11.7	7.9	6.1	5.6	8.9
	6	12.7	11.0	9.9	8.6	5.6	6.3	9.1
	7	16.9	13.2	11.1	9.1	7.6	6.3	10.6
	8	12.8	15.3	9.9	8.9	7.2	6.0	9.8
	9	21.3	15.6	13.7	10.0	5.8	5.7	11.6
	10	19.1	13.8	12.7	9.6	7.9	5.4	10.9
	11	16.0	14.9	14.2	8.3	7.9	3.5	10.3

（資料）厚生労働省「国民栄養の現状」平成 13 年 3 月

財団法人健康・体力づくり事業財団ホームページ (<http://www.health-net.or.jp>) より

また、1日あたりの喫煙本数は11～20本が最も多く、成人総数の49.6%を占める。男女別にみても、男性の51.8%、女性の46.4%が11～20本である。ただし、男性は喫煙本数が少ない層（1～10本）の割合は14.9%にとどまる一方、女性は42.7%であり、11～20本の次に多い。男性喫煙者の方にいわゆる「ヘビースモーカー」が多いといえる。

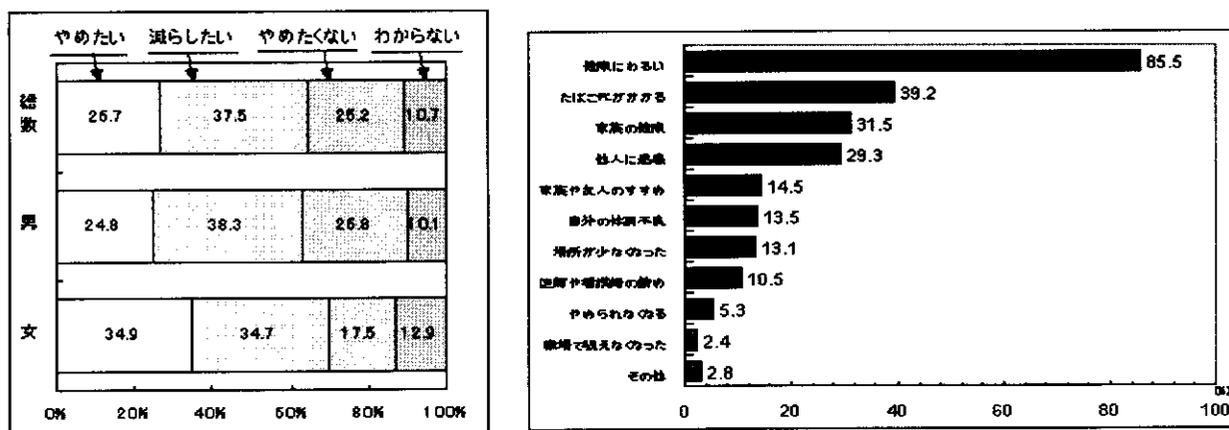
図表 2-1-9 1日あたり喫煙本数



(注) データは現在喫煙者（これまで合計100本以上または6ヶ月以上たばこを吸っているもので、過去1ヶ月間に、毎日又は時々たばこを吸っている者）に関するもの
(資料) 厚生労働省「平成10年度喫煙と健康問題に関する実態調査結果の概要」

喫煙者の中には、禁煙もしくはたばこの本数を減らしたいと考える喫煙者も多い。喫煙者の26.7%が「やめたい（禁煙したい）」、37.5%が「(本数を) 減らしたい」と答えている。男女別では、やめたい人の割合が女性の方が10.1ポイント多く、やめたくない人の割合は男性のほうが9.3ポイント多い。

図表 2-1-10 禁煙希望の有無および禁煙を希望する理由

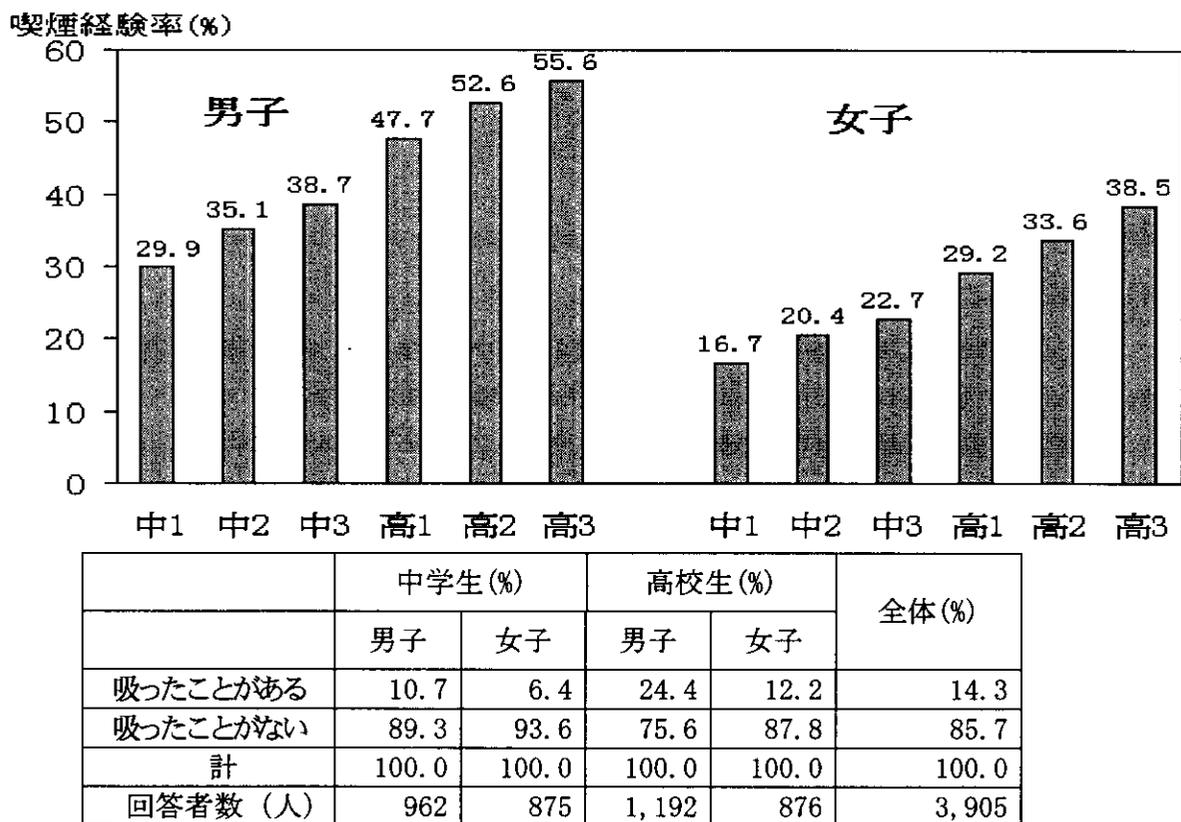


(資料) 厚生労働省「平成10年度喫煙と健康問題に関する実態調査結果の概要」より

(2) 未成年者の喫煙

未成年者の喫煙については、未成年者喫煙禁止法第1条²によって禁じられている。しかし、1996（平成8）年の調査による中高生の喫煙経験率は、中1男子29.9%・女子16.7%である。この割合は年齢と共に上昇する傾向にあり、高3になると男子55.6%、女子38.5%に達する。また、平成13年1月総務庁の調査によれば、「この1年間でたばこを吸ったことがありますか」という設問に対して「吸ったことがある」と答えた者は、中学生男子10.7%・女子6.4%、高校生では男子24.4%・女子12.2%にもものぼる。喫煙のきっかけは「好奇心」や「何となく」が多くなっている。

図表 2-1-11 男女別学年別喫煙経験率



(資料) 総務庁青少年対策本部「青少年とたばこ等に関する調査研究報告書」平成13年1月

² 満二十年ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第2節 日本における喫煙対策の動向

1. 近年の主な喫煙対策の動向

近年の喫煙対策としては、平成7（1995）年に公衆衛生審議会より「たばこ行動計画検討会報告書」が意見具申された。ここでは、たばこ対策の具体的な内容として「主として未成年の喫煙開始の防止と喫煙習慣化の防止対策（防煙対策）」「受動喫煙の影響の排除・減少（分煙対策）」「禁煙希望者に対する禁煙サポート対策及び喫煙継続者の節度ある喫煙を促す（禁煙サポート・節煙対策）」の三つを柱としている。

分煙に関しては、平成8（1996）年「公共の場所における分煙の在り方検討会報告書」がとりまとめられ、公衆衛生審議会において報告された。さらに、平成10（1998）年には、「21世紀のたばこ対策検討会」で、防煙、分煙、喫煙の健康影響などに関する情報提供のあり方などの問題を中心に討議が進められた。

なお、平成14（2002）年、厚生労働省の分煙効果判定基準策定検討会は、分煙の効果を評価するための判定基準を策定した。

2. 健康日本21におけるたばこ対策

(1) 国のたばこ対策目標

「21世紀のたばこ対策検討会」の討議内容のまとめを受けて、「21世紀における健康づくり運動（健康日本21）」において、たばこ対策は重点課題の1つに取り上げられた。そこにおいて取り組むべき具体的な目標として、以下の4つが示されている。

図表 2-2-1 健康日本21におけるたばこ対策目標

○喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及					
基準値：喫煙で以下の疾患にかかりやすくなると思う人の割合					
肺がん	84.5%	ぜんそく	59.9%	気管支炎	65.5%
心臓病	40.5%	脳卒中	35.1%	胃潰瘍	34.1%
妊娠への影響	79.6%	歯周病	27.3%		
(平成10年 喫煙と健康問題に関する実態調査)					
○未成年の喫煙をなくす					
基準値：中学1年男子		7.5%	女子	3.8%	
高校3年男子		36.9%	女子	15.6%	
(平成8年度未成年者の喫煙行動に関する全国調査)					
○公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及					

○禁煙支援プログラムの普及

禁煙、節煙を希望する者に対する禁煙支援プログラムを全ての市町村で受けられるようにする。

(2) 自治体による成人喫煙率目標

国の目標値では、具体的に成人の喫煙率については述べられていないが、各地方自治体では、具体的に成人喫煙率の目標を定めているところもある。

図表 2-2-2 自治体の健康目標のうち、成人喫煙率を設定している例

北海道：すこやか北海道 21

成人喫煙率 男性 全国平均以下(現状 57.0%)、女性 全国平均以下(現状 16.3%)

千葉県：健康ちば 21 (素案)

成人喫煙率 男性 37.8%以下(現状 43.5%)、女性 11.1%以下(現状 12.3%)

三重県：ヘルシーピープルみえ 21

成人喫煙率 男性 36.5%(現状 44.8%)、女性 9.0%(現状 9.0%)

大阪府：健康おおさか 21

成人喫煙率 男性 30%以下(現状 50%)、女性 5%以下(現状 19%)

大阪市：すこやか大阪 21

成人喫煙率 男性 27%以下(現状 53.8%)、女性 11%以下(現状 21.3%)

奈良県：健康なら 21

成人喫煙率 男性 減少(現状 49.8%)、女性 減少(現状 12.8%)

愛媛県：健康実現えひめ 2010

成人喫煙率 男性 半減(現状 49.7%)、女性 半減(現状 11.7%)

女性の喫煙率 20歳代 半減(現状 16.4%)、30歳代 半減(現状 15.2%)

(3) 未成年者の喫煙対策

喫煙に関する問題は数多くあるが、心身の発達途上にある未成年者の健康に与える悪影響は大きく、「健康日本21」においても、未成年者の喫煙率は0%にすることが目標値として設定されており、重要な課題となっている。また、そもそも法律（「未成年者喫煙禁止法」）でも明確に禁止されている。

未成年者の喫煙対策としては、未成年者の喫煙防止への配慮から業界団体が行っている自主規制がある。先に述べた自動販売機深夜稼働の自主規制の他、社団法人日本

たばこ協会による「製造たばこに係る広告及び販売促進活動に関する自主基準」がある。平成10年4月以降実施されている基準は、以下の6点を柱としている。

図表 2-2-3 製造たばこに係る広告及び販売促進活動に関する自主基準

①テレビ、ラジオ、シネマ、屋外TVボード、インターネットによる製品広告は行わない
②見本たばこの配布は、街頭では行わない
③未成年者を対象とする製品広告・販売促進活動は行わない
④現在の社会環境にかんがみ、次のような製品広告及び販売促進活動は行わない
・女性の喫煙ポーズを製品広告に用いない
・女性向けの新聞及び雑誌においては、製品広告を行わない
⑤広告物に未成年者の喫煙禁止文言等を明瞭に表示する
⑥包装に注意文言、タール、ニコチン量に加えて、喫煙マナー文言を明瞭に表示する

未成年者の喫煙は法律上も禁止されていたが、平成12年12月および平成13年12月に未成年者喫煙禁止法の改正が行われた。平成12年改正では、未成年者が使用することを知らずたばこを販売した者に対する罰金が2万円以下から50万円以下に引き上げられ、現在の貨幣価値に見合った金額に改正されるとともに（第5条）、両罰規定（第6条）が新設された。さらに、平成13年改正では、たばこの販売者に相手の年齢を確認することが義務付けられた。